

平成21年6月26日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

変額個人年金保険「ステップロード」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成21年6月29日(月)より全支店・出張所にて変額個人年金保険、「ステップロード」(正式名称:年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険)(引受保険会社:第一フロンティア生命保険株式会社)の取扱いを開始いたします。

「ステップロード」の主な特徴は以下の通りです。

1. 初期費用の負担がなく、国内外の株式・債券に分散投資します
初期費用がないため、一時払保険料の全額が特別勘定に投入されます。また、特別勘定は、国内外の株式・債券に投資することで幅広い収益機会を捉えつつ、分散・長期投資により資産の安定的な成長を目指します。
2. 最低保証がステップアップし、一度上がったら下がりません
年金原資額と死亡給付金額は、基本保険金額の100%が最低受取保証されます。
更に運用実績に応じて、最低受取保証額が110%から10%ごとにステップアップし、一度上がった最低受取保証額は以後下がることはありません。また、ステップアップの判定は毎日行い、上限はありません。
3. ステップアップした年金原資額を年金または一括で受け取ることができます
運用期間満了後、ステップアップした最低受取保証額を、確定年金、死亡時保証金額付終身年金、10年保証期間付終身年金のいずれかから、お客様のライフプランに応じてお選びいただけます。また、年金受取にかえて一括で受け取ることもできます。

当社では、今後とも商品ラインアップの強化を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客様に対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客様のニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「ステップロード」の商品概要につきましては別紙1を、主な投資リスクと費用等については別紙2をご参照ください。

以 上

「ステップロード」の商品概要

項目		内容						
商品名		年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険 [愛称：ステップロード]						
引受保険会社		第一フロンティア生命保険株式会社						
被保険者の契約年齢		0～80 歳(契約日における被保険者の満年齢)						
最低・最高保険料		200万円以上5億円以下(1万円単位) ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入している場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。						
据置(運用)期間		10 年～20 年から選択(年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。)						
据置期間中の死亡保障		死亡日における積立金額または最低受取保証額※のいずれか大きい額 ※運用開始日の翌日より、積立金額が基本保険金額の110%以上、10%ごとの率に到達した段階で、自動的に死亡給付金額の最低保証額がステップアップする機能。						
据置期間満了時の年金原資の保証		据置期間10 年 : 最低受取保証額 据置期間10 年超 : 最低受取保証額に、運用期間に応じて基本保険金額の1～10%を加算した金額						
運用ファンド		世界分散型CM(中央三井アセットマネジメント株式会社)						
		投資信託名称	国内株式	外国株式 為替ヘッジなし	国内債券	外国債券 為替ヘッジあり 為替ヘッジなし		
		中央三井VA ファンド25	12.5%	12.5%	25%	25%	25%	
年金種類 []内は年金受取開始年齢		<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定年金(3～7・10・15・20・25・30・35・40 年) [10歳～90歳] ・ 死亡時保証金額付終身年金 [50歳～90歳] ・ 10 年保証期間付終身年金 [50歳～90歳] ※年金の支払いにかえて、年金原資額の一時受取も可能です。						
年金受取人		保険契約者または被保険者から指定						
クーリング・オフ		申込日または一時払保険料入金日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含む)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便による申出により契約の申込みの撤回または解除をすることが可能です。						
特別勘定繰入日		責任開始日(一時払保険料入金日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始されます。						
基本保険金額の変更		増額						
		減額						
		取扱いません						
		基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。						
費用		保険契約関係費						
		特別勘定の資産総額に対して 年率2.78%						
		資産運用関係費						
		投資信託の資産総額に対して 年率0.1575% (税抜0.15%)						
		年金管理費						
		受取年金額に対して 1.0%						
		基本保険金額に以下解約控除率を乗じた額						
		経過年数	1 年未満	1年以上 2 年未満	2年以上 3 年未満	3年以上 4 年未満	4年以上 5 年未満	5年以上 6 年未満
		解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%
		経過年数	6年以上 7 年未満	7年以上 8 年未満	8年以上 9 年未満	9年以上 10 年未満	10 年以上	
		解約控除率	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%	

「ステップロード」の主な投資リスクと費用等について

【主な投資リスクについて】

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

<ご契約時>

○ご負担いただく費用はありません。

<運用期間中>

○保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率2.78%

○資産運用関係費…信託報酬は投資信託の資産総額に対して年率0.1575%（税抜0.15%）

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2009年4月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

<ご解約時> *契約日から10年未満の解約・減額などの場合

○解約控除…基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数別の解約控除率（7.0%～0.7%）を乗じた金額

<年金受取期間中>

○保険契約関係費（年金管理費）…受取年金額に対して1.0%

【ご注意ください事項】

- 年金原資額が最低保証されるためには、運用期間満了まで運用していただく必要があります。運用期間中に解約・減額・年金移行した場合などのお受取金額は、基本保険金額を下回ることがあります。
- 最低受取保証額は、運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。
- 個人年金保険は生命保険商品であり、預金ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。元本の保証はありません。
- 本保険商品のお申し込みの有無が、当社におけるお客様の他のお取り引きに影響を与えることはありません。
- 中央三井信託銀行は、お客様と引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。
- 保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」をご契約前に十分にお読みいただき、内容をご理解ください。また、ご契約時には「商品パンフレット／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」等を必ずご覧ください。
- 詳しくは、個人年金保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。